

休眠預金についてのご案内

- 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(休眠預金等活用法)が平成30年1月に施行されました。この法律により、長期間異動がないご預金については、預金保険機構へ移管されることとなります。
- なお、移管された後におきましても、お客さまからご請求があれば、お支払いいたします。
- 休眠預金等の定義
 1. 「休眠預金等」とは、「最終異動日等」から10年を経過したものをいいます。
 2. 「最終異動日等」とは、つぎの日のうち最も遅い日をいいます。
 - ① 当該預金等に係る「異動」が最後にあった日(「異動」については下表をご覧ください。)
 - ② 当該預金等に係る預入期間、計算期間または償還期間の末日など
 - ③ 当行が預金者等に対し、当該預金等に係る金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・金額等の事項を通知した日(最終異動日等から9年を経過した日における元本の額が1万円以上の預金について通知をし、当該通知が当該預金者等に到達した場合等に限りです。)
 - ④ 当該預金等が預金等に該当することとなった日
- 「異動」にあたるお取引

預金種類	法定の異動事由	当行が認可を受けている異動事由							
		通帳※1			証書※1			契約内容の変更※2	組合せ商品※3
		発行	記帳	繰越	発行	記帳	繰越		
当座預金	・引出し	—	—	—	—	—	—	○	—
普通預金	・預入れ	—	—	—	—	—	—	○	○
貯蓄預金	・振込みの受入れ	—	—	—	—	—	—	○	○
納税準備預金	・振込みによる払出し	—	—	—	—	—	—	○	—
総合口座	・口座振替その他の事由による債権額の異動	○	○	○	—	—	—	○	○
定期預金※4	・手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求	○	○	○	○	○	○	—	○
自動つみたて定期預金	・預金者等による公告の対象となっている預金にかかる情報の提供の求め	○	○	○	—	—	—	—	○
通知預金		—	—	—	—	—	—	—	—

※1 発行・記帳・繰越は、平成22年7月20日営業日以降に限りです。記帳は、記帳する取引が無い場合を除きます。また、総合口座通帳については、定期預金口座がセットされている場合に限りです。

※2 お客さま申し出による、取引店移管等を指します。

※3 複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について異動が生じた場合を指します。

※4 期日指定定期預金、スーパー定期預金、大口定期預金、据置定期預金、変動金利定期預金を指します。